ロ　その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合　二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額
ハ　その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合　三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額
ニ　その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が八万円を超える場合　四万円
二　旧生命保険料を支払った場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額（その年において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）が二万五千円以下である場合　当該合計額
ロ　その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が二万五千円を超え五万円以下である場合　二万五千円と当該合計額から二万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額
ハ　その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が五万円を超え十万円以下である場合　三万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額
ニ　その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が十万円を超える場合　五万円
三　新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合　その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が四万円を超える場合には、四万円）
イ　新生命保険料　その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める金額
ロ　旧生命保険料　その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の前号イからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める金額

第七十六条第五項中「第一項及び第二項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「個人年金保険契約等とは、前項第一号」を「新個人年金保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した第五項第一号」に、「に限る。）」を「（次項において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　第三項に規定する旧個人年金保険契約等とは、平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第六項第一号から第三号までに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前項各号に掲げる要件の定めのあるものをいう。

10　平成二十四年一月一日以後に第六項に規定する旧生命保険契約等又は前項に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第五項、第七項又は第八項に規定する新契約を締結した場合には、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなして、第一項から第五項まで、第七項及び第八項の規定を適用する。

第七十六条第三項中「生命保険契約等とは、次に掲げる契約又は規約」を「新生命保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第七項及び第八項において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号（確定給付企業年金の実施）その他政令で定める規定（次項において「承認規定」という。）の承認を受けた第四号に掲げる規約若しくは同条第一項第二号その他政令で定める規定（次項において「認可規定」という。）の認可を受けた同号に規定する基金（次項において「基金」という。）の第四号に掲げる規約（以下この項及び次項において「新規約」と総称する。）」に、「当該契約又は規約」を「これらの新契約又は新規約」に、「保険金、年金、共済金又は一時金（これらに類する給付金を含む。）」を「保険金等」に改め、同項第一号中「生命保険契約」を「保険契約」に、「保険金」を「保険金等」に改め、「定めるもの」の下に「（次項において「特定保険契約」という。）」を加え、同項第二号中「簡易生命保険契約」の下に「（次項及び第七項において「旧簡易生命保険契約」という。）」のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの」を加え、同項第三号中「類する共済に係る契約」の下に「（次項及び第七項において「生命共済契約等」という。）」のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「（確定給付企業年金の実施）」を削り、同号を同項第四号とし、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　第一項に規定する旧生命保険契約等とは、平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）又は同日以前に承認規定の承認を受けた第五号に掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金の同号に掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一　前項第一号に掲げる契約
二　旧簡易生命保険契約
三　生命共済契約等
四　前項第一号に規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（第一号に掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等が国外において締結したものその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの
五　前項第四号に掲げる規約又は契約

7　第二項に規定する介護医療保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一　前項第四号に掲げる契約
二　疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第五項第二号及び第三号に掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

第七十六条第二項中「、個人年金保険契約等」を「、新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下この項において「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等」に、「又は掛金（」を「若しくは掛金（」に、「身体の傷害又は疾病」を「疾病又は身体の傷害」に、「保険金、共済金その他の給付金」を「保険金等」に、「「個人年金保険料」」を「「旧個人年金保険料」」に改め、同項各号を次のように改める。

一　新個人年金保険料を支払った場合（第三号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額（その年において新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び第三号イにおいて同じ。）が二万円以下である場合